

18 危険物・保安関係

ア 燃料電池関連分野関係

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
燃料電池自動車に用いる水素燃料用容器に関する例示基準の作成作業の支援 (経済産業省)	性能規定化された高圧ガス保安法の下において、事業者が車両認可までの時間を短くするために、同法の技術基準を満足する具体的な詳細基準の例である「例示基準」を作成する場合、第三者機関による技術基準への適合性評価を円滑に行うことを含め適切な対応を行う。	措置済				
燃料電池自動車に対応した駐車場の消火設備の基準の見直し (総務省)	燃料電池自動車が駐車場に駐車する際の防火安全性を適切に確保するため、「燃料電池自動車の地下駐車場等における防火安全対策検討会」における消火実験・実態調査等の結果に基づき、必要な安全性の検証・評価を行った上で、燃料電池自動車が駐車する駐車場に設置すべき消火設備に関する消防法上の現行基準を見直す。 【平成17年3月18日付通知（消防予第48号）】	措置済				
水素供給スタンド設置に関する保安距離の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法が規定している水素供給スタンドにおける水素供給設備と学校・病院等の建物との間の保安距離の基準について、水素供給スタンドの普及に資する観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な保安距離とする。	措置済				
水素供給スタンドにおける保安統括者等の選任・常駐義務の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法は、水素供給スタンドの敷地内には、保安統括者1名と常駐の保安係員1名を選任すべきとしているが、水素供給スタンドの普及に資する観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な選任・常駐義務とする。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
水素供給スタンドの漏れ検知手段の多様性の容認（経済産業省）	高圧ガス保安法は、ガス漏れ検知手段の一つとして付臭剤の添加を規定しているが、現在、燃料電池に悪影響を与えないことが確かめられた付臭剤は存在しないことから、付臭剤以外の漏れ検知装置等による代替手段の採用について、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性が確認されれば、必要な技術基準を整備する。	措置済				
水素供給スタンドの保安検査周期の延長（経済産業省）	高圧ガス保安法においては、水素供給スタンドは毎年1回の保安検査が義務付けられているが、検査の合理化・効率化の観点も踏まえ、事業者側から提出された腐食やその他の劣化の状況、各種安全対策装置類の機能の維持状況等に関する実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な保安周期とする。	措置済				
水素供給スタンドとガソリンスタンドの併設の制限の見直し（総務省）	水素供給スタンドを給油取扱所（ガソリンスタンド）に併設する場合に必要な技術基準の整備を行う。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成17年政令第23号）】	措置済（平成17年4月施行）				
移動式水素充填設備用容器に関する例示基準の作成作業の支援（経済産業省）	移動式充填設備を構成する繊維強化プラスチック複合容器について、燃料電池自動車への水素充填に必要な高圧化に対応するため、事業者が高圧ガス保安法上の「例示基準」を作成する場合、第三者機関による技術基準への適合性評価が円滑に行われることを含め適切な対応を行う。	措置済				
液化ガス輸送容器の充填率に関する上限値の見直し（経済産業省）	高圧ガス保安法は、液化ガス輸送容器への水素の充填率の上限値について、現在、諸外国に比べて低く設定しているが、国際基準との整合化の観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な上限値とする。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し（総務省）	家庭用燃料電池については、発電設備に該当、又は内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、消防長への設置届出を必要としている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、できる限り早期に設置届出を不要とする。 【平成17年3月22日付通知（消防安第50号、消防危第53号）】	措置済（平成17年10月施行）				
家庭用燃料電池の設置に関する建築物との「保有距離」の見直し（総務省）	消防法は、家庭用燃料電池を設置する場合、住宅等の建築物から3m以上の距離を置くことを必要としているが、我が国の住宅事情でもその普及を促進するよう、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行い、保有距離についてできる限り早期に必要な見直しを行う。 【対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第34号）】	措置済（平成17年10月施行）				
家庭用燃料電池に関する逆火防止装置の設置義務の見直し（総務省）	市町村条例によっては、酸素又は水素を併用する場合の配管に、逆火防止装置を設けることが義務付けられていることがあり、このため、家庭用燃料電池の改質器にも、当該装置を設置する必要があることがある。しかしながら、機器コストを低減する観点から、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、これを不要とする方向で安全確保に必要な技術基準等の検討を行い、できる限り早期にその内容を市町村に示す。 【対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第34号）】	措置済（平成17年10月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
家庭用燃料電池発電設備を一般用電気工作物へ位置づけることによる規制緩和 （経済産業省） <エネイの再掲>	家庭用燃料電池発電設備については、構造改革特別区域における特例措置の評価の時期等にかかわらず、小出力発電設備として一般用電気工作物へ位置づけることにより、電気主任技術者の選任及び保安規程の届出を不要とする。 【電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第19号）】	措置済				
水素利用技術にかかる研究施設の変更に伴う手続の簡素化 （経済産業省）	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。	措置済				

イ 高圧ガス保安法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
高圧ガス製造施設等の検査 （経済産業省）	優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【高圧ガス保安法の規定に基づき、冷凍保安規則等の一部を改正する省令（平成16年11月経済産業省令第109号）】	措置済 （3月施行）				
アンモニア冷媒に関する除害方法の明確化 （経済産業省）	アンモニアの除外保有量について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、ユニット型冷凍設備におけるアンモニア除外設備の基準について明示し、統一的な基準を設定することを検討し、結論を得る。 【「高圧ガス保安法関係示例示基準の一部改正」（平成18年2月）】	逐次実施	措置済（平成18年2月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
CO冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和(経済産業省)	CO冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。	逐次実施			○ (経済産業省) 安全性を確認するためのデータが事業者から提出されていないため、検討を行っていない。	
高圧ガス製造のための施設等の変更に伴う手続の簡素化(経済産業省)	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件(例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。)を設けた上で手続について検討し簡素化する。	措置済				
高圧ガス保安法の特定設備となる水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)の特定設備からの除外(経済産業省)	安全性を確保する代替措置を講じることを前提に、平成16年度末までに水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)等については特定設備検査の対象から除外する。	措置済				
高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し(経済産業省)	保安検査の基準について、民間基準が採用できるように対応する。 【冷凍保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第109号)】	措置済(3月施行)				
自主検査の拡充(経済産業省)	既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。 【経済産業省原子力安全・保安委員長通達(平成19年5月16日)】			措置	(経済産業省) 平成19年5月に通達を改正し、既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについて、自主検査の対象範囲の拡充を図った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
高圧ガス保安協会 （経済産業省）	高圧ガス保安法に規定されている検査については、現行制度上全て民間開放されており、既に民間検査機関の参入が進んでいる。今後とも高圧ガス保安協会が民間検査機関では満たすことができない検査需要に適切に対応するなど、高圧ガス保安協会と民間検査機関との間で役割分担しつつ、更なる民間開放を推進する。			措置	（経済産業省） 高圧ガス施設に対する保安検査など、従来から民間検査機関の参入意欲が大きい分野では、平成18年度においても民間検査機関の参入に進展が見られたところ。今後とも、高圧ガス保安協会と民間検査機関との間で役割分担しつつ、更なる民間開放を推進する。	

ウ 労働安全衛生法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
レーザー機器のクラス分類の簡素化 （厚生労働省）	レーザー機器のクラス分類について、日本工業規格（JIS）の改正に応じその簡素化を図る。 【レーザー光線による障害の防止対策について（平成17年3月25日付通達）】	措置済				
自主検査の導入 （厚生労働省）	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。			検討・結論、引き続き措置	（厚生労働省） 一定の安全管理基準を満たす事業場において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に、「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」において検討を行った。 その結果、一定の安全管理基準を満たす事業者に対して自主検査制度を導入する制度変更を行うことは、現状では適当でないとの結論が得られた。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
余寿命予測に基づく開放検査周期の設定 (厚生労働省)	機器ごとの開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、余寿命予測に基づき開放検査周期を設定する等により、4年を超える連続運転を可能とする。			平成19年度中に措置	○ (厚生労働省) 4年を超える連続運転を可能とするためのボイラー等の構造要件、附属設備の要件、余寿命予測方法等について調査研究を行い、平成18年度にその結果をとりまとめたところであり、その結果を踏まえ平成19年度中に措置する予定である。	
(社)日本ボイラ協会 (厚生労働省)	日本ボイラ協会以外の民間検査機関の参入の促進を図る。			措置	(厚生労働省) 「ボイラー等の性能検査等への民間検査機関の参入の促進について」(平成19年2月23日付け基安安発第0223001号)を発出した。	
連続運転認定されたプラントにおける第1種圧力容器の安全弁の吹き出し先への止め弁設置の容認 (厚生労働省)	現行では一定の要件の下に第一種圧力容器と安全弁の間に止め弁の設置を認めているが、安全弁吹き出し先についても、必要な設備上の要件、安全管理措置等を講じることを条件に、止め弁の設置が可能となるよう措置する。			措置	(厚生労働省) 「第一種圧力容器の安全弁吹き出し先への閉止装置の設置等について」(平成19年3月19日付け基発第0319007号)を発出し、連続運転認定事業場において、必要な設備上の要件、安全管理措置等を講じることを条件に、第一種圧力容器の安全弁吹き出し先に止め弁を設けることができるよう措置した。	
ストレーナー等と化学設備間の二重弁設置規制に関する解釈通達の発出 (厚生労働省)	バルブ又はコックが確実に閉止していることを確認できる圧力計を設けるときは、現行規定上バルブ又はコックを二重に設置する必要はないが、その該当要件を明確にするため、解釈通達を発出することにより措置する。			措置	(厚生労働省) 「労働安全衛生規則第272条第2号ただし書及び特定化学物質障害予防規則第16条第2号ただし書の装置について」(平成18年8月31日付け基安化発第0831003号)を発出し、労働安全衛生規則第272条第2号ただし書の該当要件を明確にした。	

エ 消防法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
排煙設備に係る技術基準の性能規定化 （総務省）	排煙設備の技術基準を性能規定化することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第93号）】	措置済（6月施行）				
消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し （総務省）	スプリンクラーヘッドの技術基準を性能規定化することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第93号）】	措置済（6月施行）				
危険物施設の保安検査 （総務省）	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成17年政令第23号）】 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第6号）】	一部措置済（平成17年4月施行）	一部措置済（平成18年4月施行予定）	可能な事項から逐次実施	○（総務省） 性能規定化の在り方等について、「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」において、検討を行った。この検討結果に基づき、危険物施設の技術基準について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等の一部改正を逐次行い、地下タンク貯蔵所については平成17年4月1日、給油取扱所等については平成18年4月1日に施行した。 今後とも性能規定化が可能な事項については、逐次実施する予定。	
消防法上の非常用電源における対象設備の拡充 （総務省）	燃料電池、ナトリウム・硫黄（NAS）電池及びレドックスフロー電池並びにマイクロガスタービン等を消防法上の消防用設備等の非常用電源として取り扱えるよう、所要の措置を講ずる。 【消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成17年総務省令第33号）】	措置済（平成18年4月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大（総務省）	給油取扱所と同様の形態の地下タンク等についても単独荷卸が実施できるよう、所要の措置を講ずる。 【平成17年3月10日付消防庁危険物保安室長通知第52号】	措置済				
自主検査の導入（総務省）	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。			平成19年度中を目途に検討・結論、引き続き措置	（総務省） 自主検査の在り方等について「自主保安対策の推進に関する検討会」において検討を行っているところであり、平成19年度中を目途に結論を得て、引き続き措置する予定。	
余寿命予測に基づく開放検査周期の設定（総務省）	屋外タンクの開放検査周期について、事業者からのデータの提供を受け、更なる開放検査周期の延長を検討する。			平成19年度を目途に検討・結論、引き続き措置	（総務省） ○ 余寿命予測の在り方等について「屋外タンク貯蔵所の余寿命予測に関する検討会」において検討を行っているところであり、平成19年度中を目途に結論を得て、引き続き措置する予定。	
危険物保安技術協会（総務省）	消防法においては、屋外タンクの貯蔵所の検査に関する審査を危険物保安技術協会に委託することができることとされているが、その他の民間事業者における検査ノウハウの向上を図りつつ、危険物保安技術協会以外の民間検査機関の参入を促進する。			措置	（総務省） 屋外タンク貯蔵所の検査に関する審査については、危険物保安技術協会以外の民間検査機関にも委託することができる旨、「危険物施設の検査に係る審査の委託について」（平成19年3月29日付け消防危第65号）により都道府県等に通知した。	
日本消防検定協会（総務省）	効率的・低廉なサービスの提供等を図る観点から、日本消防検定協会以外の民間検査機関の参入を促進するため、既に講じてきた各種の参入促進措置について周知を図るとともに、十分な知見や技術力を有すると思われる法人に積極的に働きかけを行う。			措置	（総務省） 検定制度について十分な知見や技術力を有する消防関係の各団体に対し、業務運営に係る指導監督等あらゆる機会を捉え、これまで実施してきた検定制度への参入促進の措置について周知するとともに、積極的に参入を働きかけた。 また、平成18年版消防白書において、検定機関の参入要件の緩和について記載し、一般に対しても要件緩和を広く周知した。	

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化 (経済産業省、厚生労働省、総務省)	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、厚生労働省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。			措置	<p>(経済産業省)</p> <p>○ 平成19年1月に石油連盟と意見交換を行い、検討に必要な実態調査を進めるとともに、引き続き合理化・簡素化に係る検討を行っていくことで一致した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>「構造検査に合格した危険物を取り扱う第一種圧力容器に対する消防法に基づく完成検査の合理化等について」(平成19年3月30日付け基安安発第0330001号)を发出し、検査方法の合理化等について周知徹底を図った。</p> <p>(総務省)</p> <p>石油精製事業者の意見を踏まえ、第一種圧力容器に該当する熱交換機の完成検査等の合理化について、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成19年3月29日付け消防危第68号)により都道府県等に通知した。</p>	
防災資機材としてのいわゆる - S型泡放射砲の採用の容認 (総務省)	- S型泡放射砲について、複数の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる。		措置(平成18年3月末公布施行)		(17年度措置済)	
高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化 (総務省、経済産業省)	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	逐次実施			(総務省、経済産業省)	- これまでのところ事業者からの具体的な提案はない。

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の緩和 (文部科学省)	ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る施設の設置、維持及び管理に関する義務の軽減について、放射線障害を防止するために最低限必要な点に留意しつつ検討し、措置する。【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第69号）】	法案成立、公布	措置済（平成17年6月施行）			
ナトリウム・硫黄（NAS）電池に係る用途地域規制の緩和 (国土交通省)	建築基準法は、用途地域ごとにナトリウム、硫黄等の危険物の貯蔵量を制限しているが、一定の技術基準に適合するナトリウム・硫黄（NAS）電池を設置する建築物を一定の用途地域において建築することができるよう、平成15年12月に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成15年政令第524号）により措置したところであり、平成16年度中に必要な技術基準の整備を行う。 【平成16年国土交通省告示第1473号】	措置済（11月施行）				
鉱山保安法の改正 (経済産業省)	民間の自主性を活かし鉱山保安確保への取組を進めることを目的として、鉱業権者による保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直しを前提としたより現場の実態に合った合理的な規制を導入するとともに、近時、必要性が相対的に低下した一律・事前の規制を大幅に整理・合理化することにより、全体として規制の合理化を行うために、鉱山保安法の所要の改正を行う。 【鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成16年法律第94号）】 【鉱山保安法施行規則（平成16年9月経済産業省令第96号）】 【鉱業場使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年9月経済産業省令第97号）】	法案成立後公布	措置済（平成17年4月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
新規にがん具煙火を指定する際の審査基準の作成 （経済産業省）	a 新たにがん具煙火に指定するための安全性の審査基準を策定・公表し、運用を開始する。 【新規がん具煙火追加要望審査実施要領（平成17年3月）】	措置済			（経済産業省） これまでのところ追加指定の申請はない。	
	b 「がん具煙火」への追加指定の申請に対し、当該基準に基づく審査を行うなど所要の措置を講じる。		必要に応じて逐次実施			
特定事業所の休止時における防災要員、防災資機材の配備の緩和 （総務省）	石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所が休止状態である場合、防災要員及び防災資機材の配備を必要最小限とすることについて、検討を行い、結論を得る。 【平成17年3月4日付通知（消防特第42号）】	措置済				
維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外 （経済産業省）	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外にかかる要件等については、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえ検討し、措置を講ずる。	検討	措置済			
水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止 （経済産業省）	水力発電所の制御方式の変更に伴う届出の要件等については保安実績等を踏まえ検討し、措置を講ずる。 【電気事業法施行規則の一部を改正する省令】	検討	措置済（平成18年3月公布・施行）			
製造業者に係る軽微な変更の工事等の対象の拡大 （経済産業省）	軽微な変更工事の対象とすることが望まれる変更工事について、軽微な変更工事とした場合、火薬類の保安上支障がないか精査した上で対象の拡大を検討し、結論を得る。 【火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令】	検討	措置済（平成18年3月公布・施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
原子力分野におけるクリアランスの法制化 （経済産業省）	原子力施設の運転及び解体に伴い発生する固体状物質について、これに起因する線量が、自然界の放射線レベルに比べて十分小さく、人の健康に対するリスクが無視できるものである場合、当該物質を放射性物質として扱わないこととするクリアランスの制度化について、検討を行い、結論を得る。 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第44号）】	検討・結論	措置済			
火薬類取締法の適用を受けない火工品申請の円滑化 （相談窓口の周知徹底） （経済産業省）	適用除外火工品の申請において、申請に関する相談窓口先の周知徹底をHP等によりはかる	措置済				